

最新判決情報

2013年

[4月分]

○インテルグロー事件

知財高裁 H25.4.18 H24(行ケ)10360 審決取消請求事件(塩月秀平裁判長)

第 19,37 類を指定商品・役務とする登録商標「インテルグロー」(標準文字)に対し、米国インテル社が法 4-1-8 号、11 号、15 号、19 号及び 7 号を理由に無効審判を請求したが、これが不成立とされたため、当該審決の取消しが求められた事案である。引用商標は、登録商標「INTEL」「インテル」「intel(ロゴ)」(右図)など計 8 件あり、また同社の著名な略称「インテル」を含むというのが基本的な理由である。



しかし、今回もまたインテル社の主張は認められなかった。なお商標「インテルグロー」については、登録第 5386559 号(第 35、37 類)に対する異議 2011-900149 号があり、これも異議理由なしで登録が維持されている。

また 2 件のイントラセット事件では、最初はインテル社の主張が認められたが、第 2 事件では今回と同様の結論に終わっている(知財高裁 H19. 12. 20, H21. 10. 20)。

今回の被告株式会社インテルグローの主たる業務は住宅設備機器・建材の販売施工であり、半導体とは無関係であるので、いくら「INTEL」の著名商標保護とは言え、わざわざ訴訟にまで発展させることは過剰反応のように思われる。

○モクメガネコウボウ事件

知財高裁 H25.4.24 H24(行ケ)10317 審決取消請求事件(飯村敏明裁判長)

第 14 類「キーホルダー、身飾品ほか」及び第 40 類「金属の加工、身飾品の加工」を指定した出願商標「MOKUMEGANEKOUBOU」が「木目金工房」を欧文字で表したに過ぎないとして法 3-1-6 号により拒絶されたため、当該審決の取消しが求められた事案である。

「木目金」とは、江戸初期の刀鐔(つば)の鑄造に始まる金属加工技術であり、金・銀・赤銅など色の違う金属を重ね合わせて鍛え、木目状の模様を打ち出す技法のようである。そうすると、そのような金属加工技法をローマ字で表現することが、識別性を欠くかどうか争点となる。

判決では、「木目金(柰目金)」に関する多数のウェブサイトがあり、それらの中でローマ字の「MOKUMEGANE」が使用されている事実を認定し、本願商標中のローマ字部分より「木目金(柰目金)」、すなわち「色の異なる金属を幾重にも重ね合わせたものを彫って鍛えた金属工芸品」を想起させると認定した。

また後半部の「KOUBOU」も「工房」を意味することから本願商標は、全体として「色の異なる金属を幾重にも重ね合わせたものを彫って鍛えた金属工芸品の仕事場」との観念を生じるので、本願の指定商品、指定役務について使用した場合、法 3-1-6 号の「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することはできない商標」に該当すると判断した。

○ニナレリクシール事件

知財高裁 H25.4.24 H24(行ケ)10336 審決取消請求事件(芝田俊文裁判長)

第 3 類「化粧品、せっけん、歯磨きほか」を指定商品とする国際登録商標「NINA L'ELIXIR」(右図)に対して、登録商標「ELIXIR」(標準文字)他を引用して無効審判を請求したが、これが不成立とされたため、当該審決の取消しが求められた事案である。

NINA L'ELIXIR

一見するように、本件商標は引用商標をそのまま含んでいるし、男性の目からみても、「エリクシール」は資生堂の化粧品ブランドとして周知されていると思われるので、原告資生堂の本件に対する思いが如何に強いかが理解される。

しかし、特許庁も裁判所も、本件商標中の「ELIXIR」の部分の独立してはできないとして、引用商標とは非類似であるとし、さらに非類似であるから出所の混同も生じないと判断している。

そこで、原告資生堂側に立って、判決を検討してみたい。判決理由中で、違和感を覚えたのは、フランス語の定冠詞「Le」と「ELIXIR」とがリエゾンして結合した本件商標の後半部「L'ELIXIR」に関する裁判所の認定部分である(判決 P12~P13)。

判決では、本件商標中の「L'ELIXIR」が「Le」と「ELIXIR」とが結合したものであることを認定しながらも、「フランス語の文法を認識している者であれば、『L'ELIXIR』から『L』を分離して『ELIXIR』のみを 1 つの単語として認識することはない」とした点である。筆者は特段フランス語を専攻した者ではないが、商標の類否判断における定冠詞「The」や「La」「Le」の有無についてかねてよりテーマとして審決を収集し、問題意識を持ってきた。その印象として、たとえば「MAN」と「THE MAN」との英語としての違いは分かるつもりだが、これを商標としてみた場合、どの程度たくさんの需要者がこれを英語の意味として見分け、その意味の違いによって商標を識別することができるであろうか、ということである。

ましてや、フランス語商標の場合、たとえば「ESPRIT(エスプリ)」と「L'ESPRIT(レスプリ)」とを比べた場合、共に要部は「ESPRIT(エスプリ)」であり、「エスプリが利いた」のような表現が日本語化していることを考えると、「ESPRIT(エスプリ)」と「L'ESPRIT(レスプリ)」とが非類似と判断されたのでは、先行する商標権者の利益が害されることは間違いないであろう。

「L'ELIXIR」の場合、「ELIXIR」は「錬金薬、万能薬」を意味する英語であると判決は言っているが、フランス語でもある。また、資生堂のコマーシャルからは、「エリクシール」はフランス語としての響きを与える化粧品ブランドであるので、英語やフランス語の意味を正確に知らなくとも、需要者らがこれをフランス語の商標と認識することに何ら障害はない。もしそうであれば、これにフランス語の定冠詞「le」がリエゾンして結合しても、元の単語「ELIXIR」を認識することにも何ら障害はないであろう。

そうすると、本件商標は他人の周知商標を含む商標であり、共に「化粧品」について使用されているので、出所混同をどのように判断するかが問題になる。

判決に対する次の疑問点であるが、原告の主張に依って、《本件商標は、NINA RICCI 社が販売する香水の名称として・・・インターネットの宣伝広告やネットショッピングのサイトで使用されているところ、本件商標の構成全体から「L'ELIXIR」の部分を取り出して・・・類否観察をすることを正当化するような構成にはなっていない》と認定している点である(判決 P15)。

しかし、判決では、「NINA L'ELIXIR」が使用されているサイトだけを観察しているが、もう少し目を広げて、「NINA L'ELIXIR」のサイトで使用されている周辺の商標をみるべきであろう。そこでは、本件商標は「NINA fantasy」、「NINA RICCI NINA」、そして最高裁判決で知られる「NINA RICCI/L'Air du Temps(レールデュタン)」のシリーズとして販売されていることが直ぐに分かる。

「レールデュタン」は別として、他の商品に共通する特徴は、冒頭に「NINA」の語を冠し、「NINA」の部分が大きく表示されている点である。これも見方であろうが、判決ではこのことから、《「Nina」の文字部分を取り出して観察することは正当化され得るとしても》と言っている。しかし、このような無機的な形式論ではなく、需要者からみれば、「ニナリッチ」の「NINA」シリーズの「Fantasy」であり、「NINA」であり、そして「L'ELIXIR」であるので、たとえこれらの文字部分が大きく書かれた「NINA」の文字の下にやや小さく書かれているとしても、それらの文字部分はこれらシリーズ商品の違いを明示し、差別化する働きをしているので、その意味で独立して商標として機能していることが分かる。

「NINA」シリーズ商品の愛好家は、そのシリーズ商品の中から自分が求める商品を、「NINA」の下段に書かれた文字部分から識別しているのであり、もちろん、初めて「NINA」シリーズに接する需要者においても、「NINA」シリーズの各商品を認識し選別するために、下段の文字部分は重要な識別機能を発揮しているのである。

このようにして、下段の文字部が独立して商標として機能する場合があることを考えると、資生堂の「エリクシール」の需要者からみれば、本件商標はニナリッチの「NINA」と資生堂の「ELIXIR」とが結合した化粧品ブランドという見方をされる可能性があることになる。

さらにうがった見方をすれば、本件商標が付された被告商品は、日本を代表する化粧品ブランドである資生堂の「ELIXIR」とニナリッチの「NINA」とがコラボした商品と認識される可能性さえ、頭から否定することが難しくなる。

このような議論は資生堂側からはまったく提出されていないが、商標を生き物として捉える見方をすると、裁判所でもこのような生の議論が展開されることを期待したいものである。